

dX 電子請求書サービス利用規約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「dX 電子請求書サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「dX 電子請求書サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社との一切の關係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方（本規約に同意し、本サービスを利用する法人を「契約者」といいます。）は、本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとします。
2. 当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

第2条（規約の変更）

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

第3条（本サービスの利用）

1. 本サービスは、ブラウザで請求書や見積書、指定伝票等の各種帳票を作成・発行できるクラウドサービスであり、その詳細な機能、利用期間等については、Web 等に掲載のとおりとします。
2. 契約者は本サービスの料金プランに定められた利用制限の範囲で、利用者を登録することができます。利用者は、契約者の契約期間内に限り、本サービスを利用することができます。また契約者は本サービスにおける利用者の行為について全ての責任を負うものとします。

第4条（業務委託及び業務提携）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に業務委託する場合があることを承諾します。

2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第 21 条（免責）に定める範囲で責任を負うものとします。
3. 契約者は、当社が業務委託先又は業務提携先との間で機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該業務委託先又は業務提携先が業務を遂行するために必要な範囲で、契約者等情報を当社が当該業務委託先又は業務提携先に開示することを予め承諾します。

第 5 条（ビジネス d アカウント等）

1. 本サービスの利用には、株式会社 N T T ドコモ（以下「N T T ドコモ」といいます。）が別途定めるビジネス d アカウント規約 (<https://id-biz.smt.docomo.ne.jp/src/utility/rules.html>)（以下「ビジネス d アカウント規約」といいます。）に基づき N T T ドコモが発行した ID 及びパスワード（以下総称して「ビジネス d アカウント等」といいます。）が必要です。ビジネス d アカウント等の取扱いに関する条件は、ビジネス d アカウント規約に定めるところによります。
2. 契約者及び利用者がビジネス d アカウントを削除した場合は本サービスの利用ができなくなるものとします。

第 6 条（利用契約の成立）

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、利用規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとします。
2. 当社は、申込者に対し、第 1 項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 申込者が第 13 条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。
 - (3) 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
 - (4) 申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - (5) 申込者が第 31 条（反社会的勢力の排除）の定め違反するおそれがあるとき。
 - (6) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社の間で成立するものとします。

第7条（契約期間）

1. 初年度の契約期間は翌年の前月末日までとなります。（成立日が月途中の場合は応当日の属する月の前月末日までとします。例：8月15日から翌年7月31日まで）
2. 契約期間内に解約手続きを実施されない場合、期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

第8条（利用料金）

1. 年額プラン
 - (1) 年額264,000円（初年度は10%OFF）で利用できます。また、年額の利用料金とは別に、導入時に初期費用として110,000円の費用が発生します。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。
 - (2) 年額プランは、年間3,000件まで発行可能ですが、3,000件を超えた場合は税込5,500円/100件単位で超過料金が発生します。超過分は当社で代理購入処理をさせていただきます、翌月以降に請求させていただきます。
 - (3) 利用契約の成立日（契約更新の場合は更新日）の属する月末締めで一括前払いとします。
2. 郵送代行オプション
 - (1) 17,600円で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。
 - (2) 契約時に100通まで送付が可能です。100通を超えた場合でも継続してサービスはご利用いただけますが、税込17,600円/100通で超過料金が発生します。超過分は当社で代理購入処理をさせていただきます、翌月以降に請求させていただきます。
 - (3) 利用契約の成立日の属する月末締めで翌月請求とします。
3. FAX代行オプション
 - (1) 2,750円で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。
 - (2) 契約時に100枚まで送付が可能です。100枚を超えた場合でも継続してサービスはご利用いただけますが、税込2,750円/100枚で超過料金が発生します。超過分は当社で代理購入処理をさせていただきます、翌月以降に請求させていただきます。
 - (3) 利用契約の成立日の属する月末締めで翌月請求とします。
4. 本条の規定により支払いを要することとなった額は、本規約または当社のWeb等に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。）の合計と異なる場合があります。

第9条（利用料金の支払）

1. 本サービスに関する利用料金（以下「利用料金」といいます。）の支払い方法は、バー

コード付き請求書による支払い（銀行振り込み可能）が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることでクレジットカード払い又は口座振替を利用することができますが、クレジットカード払い又は口座振替は、申込手続きが完了した翌月の請求から開始します。

2. 利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。
3. 当社は、特段の定めがある場合を除き、利用契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金を行わないものとします。
4. 当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができます。
5. 通信事業者に対して発生する通信費、パケット料金その他発生する通信関係費用等については、本サービス料金には含まれません。
6. 当社が指定した期日に入金が確認できない場合、当社は利用料金について契約者に督促させていただき、応じない場合は利用契約を終了することができます。

第10条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - (2) 契約者がビジネス d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (3) 契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、当社の Web サイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を Web 等に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。

第11条（契約終了後の処理）

1. 契約者は、利用契約終了時に当社に対する債務が残存している場合は、当該債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対しての全ての債務を支払わなければなり

ません。

2. 当社は、契約者との利用契約が終了した場合、利用者から提供を受けたデータ（以下「利用者データ」といいます。）を利用契約の終了後に破棄します。利用者は、本サービスの利用が終了する前に、利用者の費用と責任により、利用者が必要とする利用者データを利用者の選択する保存先に移行しなければなりません。当社による利用者データおよび情報の破棄、消去、削除の処置について利用者は一切異議を申し立てることができないものとしします。
3. 契約者は、利用契約終了後に、再度本サービスの利用を希望する際は、再度、本サービスサイトにて、改めてその利用をお申込みいただく必要があります。契約者は再度の登録手続後、利用契約終了前の利用者データが引き継がれないことを予め承諾するものとしします。当社は、当該データの引き継ぎができないことに関して利用者に生じた損害、トラブル等につき一切の責任を負わないものとしします。

第12条（届出義務）

1. 契約者は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は契約者の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があり、契約者はこれに応じるものとしします。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったために、当社の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとしします。また、契約者が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも、当社はその責任を負わないものとしします。

第13条（禁止事項）

1. 当社は、契約者が、以下のいずれかに該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとしします。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 契約者による登録の内容に虚偽がある場合
 - (3) 登録された電子メールアドレスが機能していないと判断される場合
 - (4) 第三者になりすまして本サービスの利用を申し込んだ場合
 - (5) 通常の範囲での Web ブラウザによる使用以外で特殊なアクセスを行った場合
 - (6) 本サービスのシステムに負荷をかける行為
 - (7) 不正アクセスやクラッキングに相当する行為
 - (8) 当社もしくは第三者の著作権、特許権、意匠権、実用新案権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (9) 契約者が差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、

または整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、整理、会社更生手続きの開始もしくは破産申立をしたとき

- (10) 法令に触れる行為
 - (11) 犯罪に関わる行為
 - (12) その他公序良俗に反する行為
 - (13) 反社会的勢力の構成員またはその関係者である場合
 - (14) 事実と反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - (15) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (16) ビジネス d アカウント等を不正に使用する行為
 - (17) 本サービスについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスを第 15 条（知的財産権）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
 - (18) 本サービスについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
 - (19) 本サービスに付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
 - (20) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を行う行為
 - (21) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (22) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - (23) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
 - (24) その他、当社が利用者として不適切と判断した場合
2. 契約者は、本サービスを利用したことに起因して（当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当社が直接的または間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを賠償しなければなりません。

第 14 条（自己責任）

1. 契約者は、全て自らの責任において本サービスを利用するものとし、契約者の誤操作又は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対して何らの請求もでき

ないものとしします。

2. 契約者は、本サービスの利用において、第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為があった場合、契約者は、自己の責任と費用においてこれを解決します。

第15条（知的財産権）

1. 本サービスに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。本規約等への同意は、契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスを使用することができるものとしします。
2. 当社は、本規約等において許諾等することを定めている権利を除き、契約者に対していかなる知的財産権その他の権利も許諾又は譲渡するものではなく、契約者はこれに承諾するものとしします。
3. 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとしします。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
 - (2) 営利目的の有無を問わず第三者に貸与、譲渡、担保設定等をしないこと
4. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとしします。

第16条（データの保存と利用）

1. 契約者は、当社が契約者データ等本サービスを提供するうえで当社が取り扱う情報を当社または当社提携先事業者の管理するサーバ上に保存することを承諾するものとしします。
2. 当社は、本サービス提供の過程で収集したデータを当社所定の期間、保存することができます。
3. 当社は、契約者が本サービスを介して閲覧できるデータの保存期間を定めることができます。
4. 当社および当社の委託先は、利用者が本サービスの利用に関連して当社に提供した情報を、サービスの保守・運用、サービスの改善・開発を目的として利用する場合があります、利用者はかかる利用目的による情報の利用を予め同意するものとしします。
5. 当社は、本サービスを提供するため、本システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、本システム内の契約者に関するデータを本システム外にコピーし、障害対応等のために調査することがあります。ただし当該用途以外でのアクセス又は利用しないものとしします。
6. 当社は、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏えいした場合又は滅失、毀損、漏えいその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を

問わず責任を負わないものとします。

7. 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。
8. 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第17条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に際し知り得た個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に従って取扱うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、個人関連情報の保有者たる個人情報取扱事業者として個人関連情報を適切に取扱うものとします。契約者は、個人情報に関する法令、事業者団体等が定める標準的なガイドライン等を遵守し、適切な安全管理措置を採用及び運用するものとします。当社は、契約者からの委託をうけて個人関連情報の取扱いの一部を受託するものとします。
3. 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に業務委託をする場合、当該業務委託に必要な限度において、業務委託先である第三者に対し、個人関連情報を開示することができるものとします。

第18条（通信ログの取扱い）

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第19条（秘密保持）

当社は、利用者より開示または提供された秘密情報を第三者に開示もしくは漏洩しないものとします。ただし、その情報が次の各号のいずれかに該当する場合についてはこの限りではありません。

- (1) 開示されたときに既に自ら所持していた情報
- (2) 開示を受けた際に公知であった情報。
- (3) 開示を受けた後に当社の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (5) 官公署から開示を要求された情報

第20条（非保証）

1. 当社は本サービスを現状有姿のまま提供するものとし、明示又は黙示を問わず、本サー

ビスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供の状態、内容、性質若しくは得られる情報等が契約者らの希望を満たすこと、故障が生じないこと、発見された不具合が必ず修正されること、得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、料金請求データ等を含みます）が破損しないこと、別紙や関連資料に記載の内容が将来において変わらないことについて、必ずしも保証するものではありません。

2. 当社は、前項の定めその他、本サービスに関して一切の明示又は黙示の保証責任を負わないものとしします。

第21条（免責）

1. 当社は本サービスの提供にあたり、本サービスの欠陥や停止および終了、情報の削除および変更、並びにそれらが原因で発生した契約者または第三者への損害に対し、責任を負いません。
2. 当社は、本サービスを監視する義務を負いません。本サービスを利用したことにより発生した、契約者または第三者への損害に対し、故意または重過失に起因する場合を除き一切の責任を負いません。
3. 当社は、契約者が使用するいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとしします。

第22条（損害賠償）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとしします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとしします。
2. 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、年間の利用料金のうち1ヵ月分に相当する金額（年額を12で除した額）を上限として、その責任を負うものとしします。
3. 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとしします。

第23条（本サービスの提供中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
 - (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。

- (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (5) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
 - (6) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
 - (7) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
 - (8) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
 - (9) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
 3. 当社は、第 1 項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第 10 条に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。
 4. 当社は、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第 24 条（本サービスの提供停止等）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 第 6 条（利用契約の成立）第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 第 13 条（禁止事項）又は第 12 条（届出義務）に違反したとき。
 - (3) 第 9 条（利用料金の支払）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
 - (4) 当社に対して事実と異なる内容の届出又は通知をしたとき。
 - (5) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
 - (6) 契約者がビジネス d アカウントを解除したとき。
 - (7) その他本規約等に違反したとき。
 - (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて

当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、当社が第 26 条（当社が行う本契約等の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。

3. 第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

第 25 条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって本契約は終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について第 10 条に定める方法により通知するものとします。
3. 当社は、本条の規定により本サービスの変更、追加又は廃止したことにより契約者その他第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

第 26 条（当社が行う本契約等の解除）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日 1 か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、本契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
 - (2) 第 24 条（本サービスの提供停止等）第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (3) 第 13 条（禁止事項）に違反したとき。
 - (4) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (5) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。第 6 条（利用契約の成立）第 3 項各号のいずれかに該当するとき。
 - (7) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
 - (8) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、

または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。

(9) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。

(10) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

(11) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3. 当社が前項により本契約を解除する場合、契約者は、既に支払った利用料金について、一切の払戻しを受けることができません。

4. 第3項に定める解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使を妨げません。

第27条（契約者による本契約等の解除）

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第28条（契約者の損害賠償責任）

契約者は、本規約等に定める義務を履行しなかった場合には、当該不履行により当社が受けた損害を賠償する義務を負います

第29条（協議義務）

1. 本サービスの利用に関して、本規約等に基づいた当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとしします。

2. 契約者が本規約等に反して本サービスを利用した場合、当社は、契約者に関する情報を当社サイト等において公開する場合があります、契約者はこれらについてあらかじめ承諾します。

第30条（残存効）

本サービスの利用が終了した後も、第17条（個人情報取り扱い）、第23条（本サービスの提供中断等）、第24条（本サービスの提供停止等）、第15条（知的財産権）、第21条（免責）、第33条（権利譲渡）、第34条（合意管轄）及び第35条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するものとしします。

第31条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとしします。

(1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力

団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。

- (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第32条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があつたときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第33条（権利譲渡）

契約者は、本サービス利用規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第34条（合意管轄）

契約者と当社との間で本サービス利用に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁

判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条（準拠法）

本規約等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第36条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則

（実施期日）

1. 本規約は、令和4年7月1日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

2. NTTドコモが次の表の左欄の利用規約（以下「旧利用規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、本規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約（以下「新利用規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧利用規約（NTTドコモ）	新利用規約（当社）
dX電子請求書発行サービス利用規約	dX電子請求書発行サービス利用規約

3. 本規約実施前に、お客様がNTTドコモに対し旧利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、新利用規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和5年12月15日 CAS3サ000400000645-01号）

（実施期日）

1. この改正規定は令和5年12月21日から実施します。

（経過措置）

2. この改正規定実施の際現に当社が改正前のdX電子請求書発行サービス利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

dX電子請求書発行サービス利用規約	dX電子請求書サービス利用規約
利用規約	利用規約

3. この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしてします。

4. この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしてします。

附則（令和6年4月16日 CAS 3サ 000400000747-04号）

（実施期日）

この改正規定は令和6年5月10日から実施します。